

令和7年度 遠賀町協働のまちづくり出前講座



出前講座とは？

住民の皆さんからのリクエストに応じて、まちの情報や生活に役立つ情報、知って得する制度などについて、町職員が講師となり無料で行う講座です。

健康、福祉、環境などさまざまな分野で、全71講座を用意しています。

●日時 希望する日の9:00～21:00の間

※12/28(日)～1/4(日)を除く

●場所 希望する場所

※会場の手配や準備、運営は申込者が行ってください。

●対象

町内を拠点に活動する10人以上で構成されたグループ

●費用 無料

※会場使用料、資料印刷代は申込者負担です。

●申込方法 開催希望日の20日前までに申込書を提出

※申込書は遠賀町ホームページで取得できます。

●申し込み・問い合わせ 協働人権係

☎093-293-1242



他にも、子ども向けの
テーマや施設見学など
いろいろあるよ♪
詳しくは遠賀町ホーム
ページを見てね！

令和7年度新メニュー（一部抜粋）

▷こどもの未来をつくる食育

子どもの成長に必要な栄養について説明します。

▷デマンドバスに乗ってみよう！（9月開講）

令和7年9月に運行開始予定の、事前に予約したルートを実行する「遠賀町デマンドバス」について、利用方法などを説明します。（体験乗車もできます。）

▷ワンヘルスってなんだろう

ワンヘルスの基本的な考え方と遠賀町の取り組みを紹介합니다。

利用者の声

出前講座「認知症の早期発見と予防の大切さ、対応について」と「知って得する消費者知識」を利用しました。どちらも分かりやすく、みんな喜んでいました！高齢者にとって切実なテーマが多いので、また利用したいです。



老人クラブで利用した人▶

会員研修として「高齢者のための健康講座」「熱中症を予防しよう」を利用しました。暑い日の対応など、皆さん話に聞き入っていました。講師料が無料なのはうれしいですね♪



◀シルバー人材センター職員

美しい環境を保つために
河川や池の水質をチェック

2月14日に実施した河川など12カ所の水質検査の結果、次の河川などで環境基準^{*1}を超えたものが見られましたが、人為的な汚染の進行を示すものではありませんでした。

検査結果

【西川(虫生津橋)】

BOD^{*2}の基準超過が見られました。水位が低い状態での採水であったため、川底の堆積物などが河川全体に浮遊し、数値に影響したものと推測されます。

【戸切川(千代丸橋)】

pH値^{*3}の基準超過が見られました。アルカリ性(pH8.6)の傾向を示しましたが、植物性プランクトンなどの光合成による影響と推測されます。

【添ヶ谷池】

COD^{*4}の基準超過が見られました。冬季の流入水量減少によるものと推測されます。

用語解説

※1 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※2 BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物による汚濁を示すもの

※3 pH値(水素イオン濃度)

水中の酸性・アルカリ性の度合いを示すもの

※4 COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物などによる汚濁を示すもの

●問い合わせ 環境衛生係 ☎093-293-1241



Onga
お知らせ
News

医療機関で個別健診を受診できます！

Web
予約ページ



遠賀町
ホームページ



年に一度の健康チェック！

対象者には3月末に案内通知を郵送しています。

●実施医療機関

①特定健診

北九州市内を除く県内の実施医療機関
(町内は右表のとおり)

②胃内視鏡検診

遠賀郡・中間市内の実施医療機関
(町内は右表のとおり)

③がん検診(肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸がん検診)

▷遠賀中間医師会おんが病院

▷福岡新水巻病院

▷遠賀中間医師会おかがき病院

※肺、大腸、前立腺がん検診のみ

▷芦屋中央病院

※肺、大腸、前立腺、乳がん検診のみ

▷しょうこ・女性クリニック

※子宮頸がん検診のみ

④後期高齢者健診

4～5月に福岡県後期高齢者医療広域連合から届いた資料で確認してください。

●申込方法 Webまたは電話で申し込み

●その他 詳しくは案内通知、または遠賀町ホームページで確認してください。

町内の実施医療機関

医療機関	特定健診	胃内視鏡検診
浅木病院	●	●
遠賀いそべ病院	●	×
遠賀中間医師会 おんが病院	●	●
かくたクリニック	●	●
川淵医院	●	●
健愛記念病院	●	●
たなか内科胃腸科医院	●	●

※町外の実施医療機関は問い合わせてください。

●申し込み・問い合わせ

[①②③] 健康対策係

☎093-293-1253

[④] 福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092-651-3111



Onga
お知らせ
News

空き地などを適正に管理しましょう

空き地などの適正な管理

草木を手入れしないと、次のような生活環境の悪化をもたらします。

▷蚊や毛虫などが発生する

▷ごみの不法投棄が増加する

▷枯れ草へのたばこのポイ捨てなどで火災が発生する

町では、空き地などに草木が生い茂っている場合、町の指導要綱に基づき、周りの人に迷惑をかけないように、土地所有者または管理者へ適正な管理を指導します。

草木は春ごろから伸び始め、梅雨の時期を過ぎると一気に成長します。

そして、枯れ始める秋ごろには、枯草によって火災発生の危険性が高まりますので、年2回程度は草刈りをしましょう。



道路上に張り出した木の枝や草の適正な管理

道路上に伸びた木の枝や草は、自動車や歩行者などの通行を妨げたり、交通事故を誘発したりすることがあります。これらを防止し、安全・安心に道路を利用できるように、定期的にはせん定や草刈りをしましょう。

管理の方法や注意点

刈り取った草や木の枝は、放置したり焼却処分したりせず、遠賀・中間リレーセンターに搬入するなど適正に処分してください。

自分で草刈りができない場合は、遠賀中間中高年事業団や草刈り事業者などへ依頼する方法もあります。

なお、電線・電話線がある場所での作業は危険を伴いますので、事前に関係機関へ連絡してください。

●問い合わせ

[空き地の草刈りなど] 環境衛生係 ☎093-293-1241

[道路の草刈りなど] 建設課 ☎093-293-1236